

レ

一 従事員ヲ解雇スルハ自後工場主トハ何レモ係タルコト

一 工場主ハ従事員(土名)ニ封シ解雇手当トシテ日給ノ十分又給シ外金封(内

寄金三萬圓)ヲ交付スルコト

昭和五年十月首

工場主 勝不委代松  
従事員代表 今井正

佐藤武一

安井喜作  
財場取四郎

領收書

一金 壹千九百九十七圓七 外三金封トシテ三萬圓也

大八別紙渡書係レ今井外十名ニ封シ解雇手当金トシテ三領收書也

昭和五年十月七日

従事員代表 今井正  
組合代表 安井喜作

勝不委代松殿

金封

勞務第四〇八四號

昭和五年十一月十二日

警視總監 丸山鶴吉

5 1 13  
1909



内務大臣 安達謙藏殿

社会局長官 吉田茂殿

各廳 府 縣 長官 敬(小笠原) 敬(小笠原) 敬(小笠原) 敬(小笠原)

東日杉並町直取所勞働争議

金協系

(身一報) 發生)

要旨

- (1) 本月六日在代理ト配達夫ト口論、上配達夫ハ全部某所ニ引揚要求書ヲ却送スルト共ニ執守者ニ暴行ヲ加ヘタリ
- (2) 前記暴行被疑者トシテ本月十日十名ヲ檢挙取調中

標記争議發生状況左記ノ通